

私立学校法第64条第6項に基づく学校法人及び準学校法人の組織変更の認可に関する審査基準

私立学校法(以下、法という)第64条第6項に基づく学校法人及び準学校法人の組織変更の認可に関する審査にあたっては、法、別記関係通達、関係告示、私立学校関係法施行細則の外、特に下記の点に留意して行うものとする。

記

- 1 学校法人寄附行為(例)に準拠したものであること。
- 2 学校法人が、新たに私立学校を設置する場合については、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - (1) 法人総資産に対する前受金を除く総負債額の割合が、30%以内であること。
 - (2) 申請前々年度から完成年度までの各年度の償還額が原則として当該年度の事業活動収入の20%を上回らないものであり、適正と認められるものであること。ただし、次号ただし書の場合においては、当該期間の各年度における償還額と賃借料との合計額が原則として当該年度の事業活動収入の20%を上回らないものであり、適正と認められるものであること。
 - (3) 学校設置計画申請時、初年度の年間経常経費見込額の1/3に相当する自己資金を有すること。ただし、私立高等学校の設置認可に関する基準第5-3(3)、私立中学校の設置認可に関する基準第5-3(3)、私立小学校の設置認可に関する基準第5-3(3)及び私立専修学校・各種学校の設置認可に関する基準第4-1(3)の規定による場合には、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - ア. 校地及び校舎を借用する場合
年間経常経費見込額の修業年限分以上に相当する自己資金を有すること。
 - イ. 校地又は校舎のいずれかを借用する場合
修業年限の1/2に相当する期間(1年に満たない期間は切り捨てる。)の年間経常経費見込額(賃借料を含まない。)と修業年限分の賃借料の合計額に相当する自己資金を有すること。

(別記)

- (1) 「学校法人等の行うことのできる収益事業の種類」(昭和26年千葉県告示第73号)
- (2) 「準学校法人の認可基準の解釈及び運用について」(昭和35年5月26日文部省管理局長通達)